

令和元年度第2回下野市子ども・子育て会議 会議録

項目	内容
会議名	令和元年度第2回下野市子ども・子育て会議
開催日時	令和元年10月21日（月）午後1時30分～午後3時53分
開催場所	下野市庁舎203会議室
出席委員 (敬称略)	(会長) 伊崎純子 (副会長) 土屋友里恵 永井清美 世取山紀子 梅山幸江 野尻宗利 前田光之 佐藤麻矢子 内木大輔 小倉庸寛 大垣玉枝 佐間田香 佐藤典子
欠席委員 (敬称略)	小山田友洋
事務局等	手塚健康福祉部長 仙頭こども福祉課長 近藤健康増進課長 手塚生涯学習文化課長 こども福祉課：永田課長補佐 増渕主幹 五月女副主幹 海老原副主幹 篠崎主査
傍聴者	0名
会議次第	1 開 会 2 会長あいさつ 3 議 事 （1）台風19号による被害状況とその対応についての報告 （2）「子育て応援しもつけっ子プラン」次期計画について ①計画の骨子案について ②必須記載事項における量の見込みと確保策について ③任意記載事項について （3）その他 4 今後の予定 5 閉 会
配付資料	資料1 令和元年度下野市子ども・子育て会議委員名簿 資料2 計画の骨子（案）について 資料3 子ども・子育て支援事業計画【必須記載事項】（案） 資料4 基本施策の展開【任意記載事項】（案）

1 開会

事務局：只今より、令和元年度第2回下野市子ども・子育て会議を開会いたします。

本日の委員の出欠状況について、小山田委員から欠席の報告を受けております。13人の委員の方の出席をいただいております。過半数の委員の出席がありますので、下野市子ども・子育て会議条例第6条第2項の規定を満たしており、

会議が成立することをご報告します。

2 会長あいさつ

事務局：続いて、「2 会長あいさつ」になります。伊崎会長、よろしくお願いします。

伊崎会長：皆様、お忙しいところありがとうございます。

皆様及び関係者の皆様、台風の被害に遭われた方がいらっしゃるかと思います。4年前に小山市内でも水害がありまして、私が所属している白鷗大学が水没しました。その年よりは今回のほうが被害は少ないですが、1メートルくらいの水没に遭いました。4年前、この下野市は越水することにはなかったので安堵したところでしたが、あの時の境遇が生かされなかったと少し残念に思います。

百年に一度、千年に一度と言われた水害ですが、もうそんなことはなく、もしかしたら今週末の台風でまた水害があるかもしれないとか、近々で考えていかななくてはいけない問題だと思います。災害対策も含めて、子どもたちが健やかに育つことを願って次期計画を立てていきたいと思っています。

土埃があがっているところでは感染症が懸念されますので、皆様、心身ともに健やかでいらっしゃるようお祈りいたします。

事務局：ありがとうございました。

3 議事

事務局：それでは議事に入りますが、進行につきましては、条例第6条第1項の規定により伊崎会長に議長をお願いします。

伊崎会長：議事に入る前に、会議録の署名人を指名させていただきます。

会議録署名人につきましては、資料1の名簿順にお2人ずつ指名させていただいております。今回は、梅山委員と野尻委員をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(わかりましたとの声あり)

伊崎会長：どうぞよろしくお願いいたします。

(1) 台風19号による被害状況とその対応についての報告

伊崎会長：それでは議事に入ります。

(1) 「台風19号による被害状況とその対応についての報告」についてを議題とします。

今月12日土曜日から翌日にかけて東日本を縦断して襲った台風19号による被害状況等につきまして、事務局より報告があります。

(事務局、床上浸水したグリム保育園の被害状況及びその対応状況を資料に沿って説明)

伊崎会長：この件につきまして、委員の皆様のご意見、ご質問等ありましたらお願いします。

野尻委員。

野尻委員：私の娘がグリム保育園に通っています。私たち年長組の保護者はグループLINEを作成しておりまして、年長の保護者でもある園の職員から、いち早く被害の連絡を受け、被害状況を見て来ました。正直ひどいの一言でしたが、父親がたくさん来てくれたので、すぐにホールや廊下は水のかき出しが終わり、終わったところからブルーシートを敷きました。すぐ業者が入れるようになったのはよかったですと思います。また、役所のほうで、迅速に代替施設の受け入れ先を振り分けしていただいたので、子どもたちも不安がらずに他の園に行かせられたのがすごくよかったですと思いました。保育園の保護者は両方とも仕事をしているので、なるべく早く園の復旧を待ち望んでいます。ですので、できるだけのお手伝いをさせていただいた状態です。

何があるかわからない時代ですので、迅速な対応をしていただいた市役所に感謝したいと思います。

伊崎会長：ほかにありますか。

皆様のお力添えのおかげで迅速に対応できて、大変感謝申し上げます。たまたまグループLINEがあったということもありますが、今後、どのように

保護者と連絡をとればいいのか。幼稚園、保育園で電話やLANが使えなくなったときにどのように連絡を取り合うのかを教えていただいたように思います。

今後の参考にさせていただければと思います。

(2) 「子育て応援しもつけっ子プラン」次期計画について

伊崎会長：それでは、「(2) 「子育て応援しもつけっ子プラン」次期計画について」を議題とします。

その前に、前回の会議において、「学童保育の申し込みについて、保育園の申し込みと同じように、同居の祖父母の勤務証明書の提出を不要にできないか」との質問があり、事務局の回答がまだでしたので、事務局の回答をお願いします。

事務局：法令を遵守すると、保育を必要とするお子さんは、保護者のみの勤務証明で保育所を利用することは可能ですが、学童保育に関しては、保護監督者が労働等に従事していることが条件となっています。よって、同居している家族も勤務証明書が必要です。

伊崎会長：そこが何とかならないのかなという思いがありますが。

事務局：定員に余裕があるところは、保育園と同等の判断をしてもよいと思いますが、定員を超えているところで優先順位をつけるときに、公立の学童保育ではどうしてもやむを得ないと思います。

伊崎会長：委員の皆様のご意見や質問はありますか。

大垣委員。

大垣委員：定員の余裕あるなしで判断されてしまうのは、預けられなかった保護者の気持ちを考えれば矛盾を感じます。

伊崎会長：内木委員。

内木委員：公立学童ではこれ以上基準を緩めてしまうと受けきれないのだろうと思いますが、今後、状況の変化が起きて、民間学童が認められて公立学童にも余裕がある場合に、基準緩和の検討の余地があるのかお聞きかせください。

事務局：現状、定員の余裕あるなしで判断を変えることはできませんが、今後、

全体的に定員に余裕がでてくればできるかと思います。

伊崎会長：次期計画にも関わる内容かと思います。学童についてはまた後で出てくるとしますので、利用定員について頭に入れておきたいと思います。

この件についてはここまでとさせていただきます。

伊崎会長：では本題に入ります。

本計画の期間は来年、令和2年4月から令和6年3月までの5年間として、新しい次期計画を立てることとなっております。昨年12月に行ったニーズ調査の結果等を踏まえて、事務局から素案が提示されております。1件ごとに説明の後、皆様のご意見や質問を伺いたいと思います。

①骨子案について

伊崎会長：まず初めに、「①計画の骨子案について」、事務局から説明をお願いします。

(事務局、資料2に沿って説明)

伊崎会長：事務局の説明が終わりました。この後中身に入っていきますが、第4章と第5章のところだけ確認していただければと思います。

第4章は必須記載事項で、国の方からこういうことを書きなさいと指示されていて、書かなければならないものです。幼児教育・保育に関するもののほか、13項目事業があります。第5章は下野市独自で書けるものというふうに認識していただければとよいと思います。

②必須記載事項における量の見込みと確保策について

伊崎会長：「②必須記載事項における量の見込みと確保策について」、事務局の説明をお願いします。

(事務局、資料3に沿って説明)

伊崎会長：事務局の説明が終わりました。この件について、委員の皆様、ご意見

ご質問等があればお願いします。

土屋委員。

土屋委員：4ページ、教育・保育事業の量の見込みについて、表の見方について教えてください。例えば、令和2年度の1号の数字を見ると、791から81までを足しても801にならないので。

事務局：②の計については、「他市町からの受け入れ」を括弧書きでマイナスと標記しております。他市町在住の児童を市内の施設で預かってほしいと依頼があり、市内の施設で預かる児童分になります。本来、市民に保育施設を提供するわけですが、他市町の児童に提供していることから、市民に提供する枠が減るという考え方によるものです。上の3つの合計882から、この部分81を引いた数が、②の合計801となります。

伊崎会長：大垣委員。

大垣委員：11ページ、「地域子育て支援拠点事業」で、地域子育て支援拠点は市内3箇所開設とありますが、3箇所の名前を教えてください。

事務局：「つくし」「ゆりかご」「みるく」の3箇所になります。

「つくし」については、国分寺地区、小金井のゆうゆう館内にあります。

「ゆりかご」については、南河内地区、薬師寺のあおば保育園内にあります。

「みるく」につきましては、石橋地区、下古山のわかば保育園内にあります。

「つくし」は市直営、「ゆりかご」「みるく」は社会福祉法人内木会の運営となっております。

大垣委員：子育て支援センターでの相談は、保健師が対応しているのですか。

事務局：「つくし」については、保育士3名が対応しております。

内木委員：子育て支援センター運営の立場でお答えします。

「ゆりかご」「わかば」ですが、それぞれ保育士2名で対応しております。それと、重いケースの相談については、所長が対応しております。「ゆりかご」は開園以来14年間ずっと、今の所長が対応しております。昔に比べて変わってきていること等、細かく対応できていると思います。

大垣委員：先日、困り事相談所にダウン症の小学生のお母さんが見えて、ファミサポでは小学生は預かってもらえるが中学生は預かってもらえないので、中学生になっても、何とか預かってもらえないかという相談がありました。状態に

よって違ってくると思いますが、ファミサポの部分で、支援を必要とするお子さんの支援を考えていただけたらと思います。

事務局：ファミリー・サポート・センター事業は小学生までとなっておりますので、中学生の預かりについては検討課題とさせていただきます。

伊崎会長：世取山委員。

世取山委員：14ページ、ファミリー・サポート・センター事業ですが、小学生の数字と聞きました。保育園にもファミサポの方が子どもを迎えに行ってくれたりするようですが、未就学児の数字はここには記載されていないのですか。

事務局：14ページについては小学生分のみで、未就学児分については12ページの一時預かり事業に記載しております。

伊崎会長：今のところを再度確認させてください。

12ページ、一時預かり事業でファミリー・サポート・センターが記載してある欄は未就学児で、一時預かりと書いてあるが送迎等の見守り含まれている。また、14ページ、1700という数字がありますが、こちらは小学生の人数で、塾等の送迎も含まれている。合わせて3200がファミリー・サポート・センターの数字ということでよろしいですか。

事務局：おっしゃるとおりです。

ファミリー・サポート・センター事業は、生後6か月から小学生以下の子どもの保護者が対象となっております。プランではこのように未就学児と小学生の利用に分けることとなります。

伊崎会長：見込みも確保量も今まで私たちが見ていたものよりも千くらい増えてきているように思います。いずれにしても、提供会員が増えていかないと、大変だろうと思います。提供会員の人材確保が重要と思います。

梅山委員。

梅山委員：子どもが1号認定の友人から、普段は子どもがこども園に行っている時間に働いているので1号認定で充分だが、長期休業中になると、日中自宅で子どもの面倒を見るため仕事を休むことになるから、新2号認定を受けてこの預かり保育の無償を受けたいとのことですが、月の勤務時間が0.5時間足りないそうです。これは今後、緩和されることはあるのでしょうか。

事務局：この10月から始まるこの預かり保育の無償化は、本来2号認定を受けら

れる児童が、認定こども園ではなく幼稚園に通っているため1号認定しか受けられないので、1号認定の預かり保育も無償の対象にしようという考え方によるものです。

認定こども園在園者についても同制度が適用になっていますが、新2号認定の要件は2号認定になれる要件と同じであり、本市では認定のための月の労働時間を64時間としています。新2号認定のための勤務時間を下げてほしいという要望には、残念ながら応じられないと考えております。

伊崎会長：前田委員。

前田委員：8ページ、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）について、小学校低学年が令和2年度から6年度まで毎年50人ずつ増えている根拠を教えてください。

事務局：利用人数の増ですが、人口だけを見れば減少していくことにはなりますが、共働き世帯が増えてきている状況ですので、保育園でも0歳、1歳での利用が増えてきているということを踏まえて、想定して計上しました。

しかしながら、小学校高学年については塾等に通う子どももいるので、横ばいという形を取りました。

内木委員：同じく、放課後児童健全育成事業についてお聞きします。

民間学童に補助をいただけるというところで、大きな前進だと感じております。補助開始までの具体的なスケジュールをお示しいただければと思います。

事務局：まだスケジュールは決まっていないのですが、事業所に開始届を出していただき、審査判定をからの事業開始を想定しています。

伊崎会長：学童保育の定員が、先ほどの受け入れができないと要件も緩和できないことと絡んでくるように思います。現在、定員が900人くらいのところを5年後には1200人まで引き上げようとしているわけですが、これは公立部分と民間部分合わせての確保量と考えてよろしいですか。

事務局：そのとおりです。

伊崎会長：その中で受け入れが難しいお子さんが出てくるのは、地区的なものもあるのでしょうか。

事務局：民間学童がどの地区でなっただけかによりませんが、地域で差が出てくると想定しております。

伊崎会長：青写真を描く上でもう少し具体的な数字があると、計画の部分で私たちも考えやすいと思いますので、ご検討いただければと思います。

他に意見がないようですので、概ね事務局案が通るということで、こちらを進めさせていただきたいと思います。

③必須記載事項における量の見込みと確保策について

伊崎会長：それでは「③必須記載事項における量の見込みと確保策について」、事務局より説明をお願いします。

事務局：まず任意記載事項とは、計画に記載すべき必須記載事項に対して、市町村独自で計画に掲載の可否を判断できる取組内容となっております。

第一期計画で掲載した取組について、第二期計画にも継続して掲載すべきか。また、新たに計画に掲載すべき取組みはあるか、市役所内の各部署に照会した後、ワーキンググループ及び庁内検討委員会で議論を行い、資料のとおりまとめたところでございます。事業名やいくつかの取組を統合したもの、新しく追加した事業については、赤字で変更内容を記載してございます。

また、各事業の詳細については、個票という形で全ての事業をまとめて印刷しておりますので、各委員で内容をご確認の上、ご質問いただければと思います。

大きな変更点についてご説明いたします。

まず1つ目、2節「心身ともに健やかな子どもの育ちを支える取り組みの推進」の3項「親育ちへの支援」の削除についてです。第一期計画では親育ちへの支援として、2つの事業が挙がっておりましたが、ワーキンググループ内で内容を確認したところ、両親学級については、親を育てることを目的としているわけではなく、出産後の不安解消の目的で行っている事業ということなので、1節1項の2「両親学級（フレッシュママ・パパ教室）」に挙がっているため、親育ちへの支援から削除する形になりました。

また、2「父親と育児参加促進」ですが、父子手帳とか子育て支援センターで父親を対象とした研修やイベントを挙げていたのですが、3節3項「ワーク・ライフ・バランスの推進・啓発」という項目が第一期計画の中で実現に向

けた各方面への啓発と、市民協働推進課の事業1つのみだったことから、こちらの項目に移動しました。その結果、「親育ちへの支援」の事業がなくなってしまったことから、削除ということになりました。

2つ目、ワーク・ライフ・バランスの推進・啓発について、第一期計画では、「ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた支援」という項目名でした。第二期計画では、「ワーク・ライフ・バランスの推進・啓発」に項目名を変更しました。市民協働推進課や商工観光課で育児や育休取得の取組みを促進することで、ワーク・ライフ・バランスを働きかけるPRを行っていますが、具体的に支援を行っているわけではないので、推進・啓発に改めました。

3つ目、3節4項「ひとり親家庭への支援」、5項「障がい児を養育する家庭への支援」になりますが、第一期計画ではこの2つの項目が一緒になっており、「社会的養護を必要とする家庭への支援」という項目名になっていました。同じ項目でありながら、①「ひとり親家庭への支援」、②「障がいのある子どもへの支援」とわかりにくく分かれていたことから、分けて事業番号をわかりやすくしたものになります。

伊崎会長：事務局の説明が終わりました。それではこの件について、ご意見ご質問ありましたらお願いします。

大垣委員。

大垣委員：親育ちへの支援が削除ということですが、昨年も申し上げましたが、集団生活に入る大事な時期の子どもたちの育ちに対して、お父さんたちがどう関わっていったらよいかわからなくて、母親ひとりで育てることが多いと聞いています。土曜日の夜など、父親の育児参加のための研修をやっていただきたいとの声が多いので、削除というのは納得いきません。宇都宮市では父親の育児参加促進のための研修等を実施しているとのことですので、下野市でも何か行事を設けて、父親への育児参加の支援を考えてほしいと思います。

伊崎会長：佐間田委員。

佐間田委員：同じく親育ちへの支援こそが必要だと思った項目です。実際、私が勤務しているクリニックで育児研修会を企画したところ、全然人が集まりませんでした。必要性もよくわかりますが、土日開催だと親も普段仕事で疲れてい

るし、市の職員も休日出勤しなくてはならないし、現実的には予算をつぎ込んで効果があるのかと思います。

また、父子手帳の交付は確かに形にはなりますが、母子手帳でさえすべてを使いこなしている人はいません。父親をターゲットにするのに父子手帳を配ったという実績だけなら、正直言って、他に予算を使った方がよいのではないかと、医療現場の人間としては思います。

あともう1点。以前、乳児健診に職員として参加したときに、母親の悩み事を聞いて思ったことは、何年も育児相談を見ているのですが、相談内容は「夜泣き」「離乳食を食べない」等で、全くと言ってよいほど変わっていません。私は助産師ですが、保育のことも知りたいと思って、保育士の勉強をしました。すると、医療と保育は視点が全く違いました。自分の子どもを育てた時に医療的発達の視点でいましたが、保育士の勉強をしたら、当時悩んでいたところがストンと落ちました。当時、このことを誰かが教えてくれていたら、あんなに悩まなくて済んだのにと思いました。

いつの時代にも保護者を集めて育児相談をしてみると言っても、なかなか人は集まらないと思います。乳幼児健診等で人が集まったときに、この子は少し遅れている子というふうにチェックをするのではなく、保育や幼児教育のプロを呼んで、このような悩みが出てきたらこの窓口に相談に行ってくださいとアプローチをしてあげたら、育児に悩む人が減ると思うので、もう少し乳児健診の在り方を見直したほうがよいと思います。健診時に保育士が入っていますが、もっと中心にいるような感じにしたほうがよいのではないのでしょうか。

野尻委員：頑張っている父親の立場から弁明させてください。

公立保育所で一日保育体験というイベントがあり、私も2年続けて体験させていただきました。いかに子どもを扱うのが大変かを勉強させてもらっていますので、私の体験談から同年代の保護者に話をし、みんなで参加しようよと誘っているところです。

また、父子手帳の件ですが、自分も配布の実績でしかないと思います。正直言って、母子手帳があれば充分だと思いますし、男性はそういう細かいことをするのが苦手な人が多いと思うので、父子手帳は必要ないと思います。

また、健康増進課の食育の推進について、もう少し細かく説明していただけたらと思います。私は食育はすごく大事なことを考えておりまして、保育園・幼稚園から小学生までの年台は、神経系や交換系がすごく発達する年台ですので、食育に関してどこまで保護者に伝えていくのか。食に関して怠ってしまったら、育つものも育たないと思います。

伊崎会長：いくつか質問が出ました。まず「食育」について。次に、市独自の県から配布されているものを配布しているのか、予算的なものも含めて「父子手帳」について。また、親育ちへの支援は何らかの形で残してほしいということで「親育ちについて」の3点について、お願いします。

事務局：親育ちへの支援についてですが、健康増進課の事業については今後も実施していくつもりなので、今後も周知を図っていきたいと思っております。

また、父子手帳は県でつくったものを市で配布しているので、市の予算を計上しておりません。

事務局：親育ちについてですが、ワーキンググループで話し合いをしたときに、そもそも父親たちは、仕事が忙しすぎるのではないかと。市はいろいろな事業を行っていますが、父親たちには時間がない、あるいは気持ちがない場合は、どんな事業を展開してもなかなか来てくれないよねと。そのような話が出ました。そんな中、我々にできることは、ワーク・ライフ・バランスを推進・啓発することで、何とか仕事の拘束時間を減らしていけば、父親たちも育児に目を傾けられるのではないかと。

また、親育ちへの支援を削除した件ですが、事務局案としては妊娠・出産への支援にシフトしたことになるのですが、皆様の意見を踏まえて残す形にできるよう、再度内部で検討させていただきます。

小倉委員：まず食育について、令和6年度までの数値目標が、朝食接種率の増加にすることに違和感があります。朝食を摂っていない子どもを何とかするというよりも、親への周知を何とかすることを手厚くしていただきたいと思っております。また、この食育の推進という名目で、市内の保育園、幼稚園、認定こども園に通う3歳から5歳までのお子さんの給食費の補助が出せないでしょうか。

次に、1節2項2「5歳児健康診断」については、現状、進学に繋がっていますということですが、園内で生活がしやすいよう、子育て支援として行って

いただきたい。要は親へのサポートも含まれているのではないかと思います。

次に、1節3項7「子どもの家庭総合支援拠点の設置」について、新規事業になっていますが、3節2項5「地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）」というように、重複している事業がいくつかあるのではないのでしょうか。また、これは拠点をつくるのでしょうか。

最後に、3節1項7「地域型保育事業の設置推進」について、令和6年度までに数値1としていますが、これは決まっているのか、それともできたらいいなと思っているのか、教えてください。

伊崎会長：いくつか質問が出ましたが確認しておきます。

まず、いろいろな相談事業が入っていますが、どこか重複しているかいないのかというところと、拠点をつくるのかどうか。

続いて、地域型保育事業の設置推進。これは答えやすいと思います。

事務局：子ども家庭総合支援拠点の設置については、要保護児童対策地域協議会、子育て世代包括支援センター、児童相談所、警察等との連携を強化する拠点づくりになるので、つくしなどの子育て支援センターとは違うものになります。

伊崎会長：今の件ですが、国のほうから出ているものですが、実施主体は市町村です。ただ、市の規模によっては子育て世代包括支援センターと一緒にして構わないということです。余り組織を区別して分ける必要はないと思いますが。

次に、地域型保育事業の設置について、見込等がありましたら説明してください。

事務局：まだ名前は明かせませんが、市内の認可外保育施設から家庭的保育事業へ移行したいとの相談を受けています。話を伺っていく中で、かなり本気であると感じています。この5年のうちに認可できるのではないかとということで、目標1を計上したところです。

伊崎会長：繰り返しになりますが、食育の件はどうでしょうか。

事務局：現状では、健康増進課で様々な機会に食育を行っているところですが、この任意記載事項に入っている課題では、健康増進課で行っている事業と保育所や幼稚園の施設で行っている事業との関わりが余り強くないことが課題になっていると思うので、来年からすぐできるかわかりませんが、市全体で連携していけるよう検討したいと思います。

伊崎会長：土屋委員。

土屋委員：下野市は、食に関しての栄養士や管理栄養士が不在なのだと思います。

食は予防医療と言われていいますので、子育てに重要なところはもっと活用して
いただけたらと思います。

事務局：下野市では管理栄養士は、正職員が2名、嘱託員が1名の計3名おりま
して、正職員1名は高齢福祉課に、正職員1名と嘱託員1名は健康増進課に配
属になっています。

伊崎会長：永井委員。

永井委員：1節1項3「妊娠サポート事業の充実」について、平成30年人口受精
43件、特定不妊治療76件の助成実績とのことですが、実際にはうち何人の子ど
もが生まれてきているのでしょうか。

佐藤典子委員：県南健康福祉センター職員の方でお答えします。この事業は県
が助成し、市町でも残りの額を助成しています。提出された申請書には、妊娠
の有無を記載する欄があるのですが、当然、高齢になると妊娠率が下がって
くるので、感覚的には3割くらいの方が妊娠していると思われます。実際には1
年に複数回実施する方もいらっしゃいます。県の助成では42歳までの年齢制限
を設けておりまして、43歳以上の方には助成しておりません。大学生のうちか
ら卵子も劣化してくるので、妊娠に対する正しい知識の啓発もしております。

事務局：平成30年度で言いますと、人工授精37組43件の特定不妊、特定不妊治療
46組76件。重複しているのが16組の夫婦。実際にはいずれかの不妊治療を受け
た夫婦は67組おりまして、うち妊娠届が提出されたのは20組となっております。
参考までに、平成28年度が29組、29年度が26組の夫婦が妊娠しております。

この事業は、経済的負担の軽減を目的に実施しているわけですが、一定の
効果はあると考えております。

佐藤麻矢子委員：いろいろな角度から考えていただいてありがとうございます。
私は子どもたちが大好きで、子どもたちの声の中で生活をしていると子育てっ
ていいなと幸せに感じています。でも、現実問題として、求人を出してもなっ
てくれる先生がいないと。教育学部や保育学科も減ってきています。

支援児、グレーゾーンの子が昔に比べて増えてきていて、私たちも子ども
の将来について保護者と語り合っているのですが、聞いてほしい方ほど聞いて

くれません。ぜひ現場を守る何かがあったらありがたいと思います。先生方も保育士や幼稚園教諭の免許を持って希望に満ちて入ってくるのですが、数年で退職してしまったり、資格を持っていても違う職種に就いてしまったり、保育士や幼稚園教諭の仕事のすばらしいところがなかなか伝えられていません。市でも保育士就業奨励制度を実施していますが、保育士や幼稚園教諭が仕事を続けられるように、充実させることができたらありがたいと感じます。

内木委員：休日保育事業についてお願いがあります。薬師寺幼稚園において定員9名で実施しているところですが、利用状況を申し上げますと、昨日（10月20日）が18名、14日（体育の日）が19名と、定員の倍以上の利用がある状態で、毎回職員4名と調理師で対応している状態です。なかなか現場が回らなくて、離職されないよう無理のない勤務体制を取らないとなりません。地域のニーズにこたえるために、他に1、2施設くらい手を挙げてくれたらありがたいと思います。

伊崎会長：皆さん一通り発言されたと思いますが、言い足りないことがあれば発言してください。

小倉委員。

小倉委員：グレーゾーンのお子さんの支援と、保育士不足は関係ないです。特別支援のお子さんの対応が大変で離職してしまうわけではありません。

伊崎会長：前田委員。

前田委員：先日、台風による被害がありました。子育て支援だけではないですが、災害対策について市はどう考えていますか。

伊崎会長：梅山委員。

梅山委員：避難所について、自宅の指定避難所が大松山の石橋体育センターになっているわけですが、自宅が姿川の西側なので、姿川を渡らないと行けません。わざわざ危ないところに自分で行くのかという話になるので、避難所の情報を出すときに、もう少し安全な場所を出してほしいと思います。ほかにも避難所がありましたが、すべて姿川を渡らないと行けません。例えば壬生町の避難所にも行ってもよいと一言書いてあれば私たちは安心できますが、地元の方は家から出る方が危ないってわかっているので誰も避難せず、幸い被害に遭うことはなかったので大丈夫でしたが、もう少し配慮があると嬉しく思います。

伊崎会長：永井委員。

永井委員：避難所についてですが、どこに行ってもいいかわからなくなるので、何とかしないといけないと思います。

伊崎会長：土屋委員。

土屋委員：災害情報伝達ですが、ことし12月に開局予定のFMゆうがおというFMラジオ放送で、災害があったときに情報を発信する予定と聞いています。このFMゆうがおで市の情報が市民に確実に発信されるはずです。

事務局：災害の件については、役所全体で考えていかななくてはならない課題だと思っております。こども福祉課としても、グリム保育園が被害を受けてしまった。私たちも今まで災害に対する経験が少なく、経験値がない中で子どもたちを早く園に戻してあげたいという思いで急いで修繕したところです。今回の経験を踏まえて、今後よい対応していきたいと思っております。健康福祉部全体としましても、今回の反省点を踏まえて、改善できる点については対策を練っていく形になっております。そして、最終的には市全体として今まで以上に対策を取っていきます。

伊崎会長：世取山委員。

世取山委員：今回の会議資料を拝見して第一に感じたのは、相談事業がかなり多くて、市役所の課題を、専門の相談支援員や臨床心理士に繋げていく体制を、もう少ししっかりと取らなくてはいけない時なのだろうと感じました。この中でも検討課題が出ていたので、重点項目でどんどん進めて行っていただきたいと思いました。

伊崎会長：佐間田委員。

佐間田委員：1点目は、グレーゾーンの子が増えているのは、愛着障がいグレーに映っているのではないかと思うので、親育ちは、子どもとどう関わっていくかにおいて必要だと思います。

2点目は、クリニックの外来対応の時に、両親が働いているので、代わりに祖父母がメモを持って孫と診療に来ることが多くて、祖父母が孫とどう関わって行ったらよいかわからないように見えます。昔に比べ、育児も変わっていますので、子どもを育てていくには、祖父母への教育もあってよいのではないかと思います。

伊崎会長：私もそう思います。両親学級のところにも祖父母と書いているので、
そもそも「両親学級」の名前を変えたほうがいいのではないかと思います。

事務局：1点お詫びします。前回の会議の時に、「文化の継承をしていく教育について」、何か考えられないかのご意見がありました。今回提示した任意記載事項には、これがどこにも入っていない状態です。この件と「親育ちの支援について」「食育の推進について」の3件は、持ち帰りさせていただき、次回の会議の時に諮らせていただきます。

伊崎会長：たくさんご意見をいただき、ありがとうございました。

(3) その他

伊崎会長：その他を議題とします。事務局からお願いします。

事務局：平成31年4月に公立保育園から民営化した薬師寺保育園について、民営化実施要領に基づき10月に利用者アンケートを実施しました。結果については、2月の会議で報告させていただきます。

伊崎会長：ほかにありますか。

以上で、議事を修了します。活発なご意見ありがとうございました。
進行を事務局にお返しします。

4 今後の予定

事務局：ありがとうございました。「4 今後の予定」になります。

次回は、次第に書いてあるとおり、次回、第3回は12月9日月曜日、第4回は令和2年2月3日月曜日、いずれも午後1時30分から市役所203会議室で行います。

第3回については、プランの全体像が示されることとなりますので、よろしく願いいたします。

5 閉会

事務局：以上を持ちまして、第2回子ども・子育て会議を閉会します。

お疲れさまでした。

会議の経過を記載し、相違がないことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

会 長

署名委員

署名委員